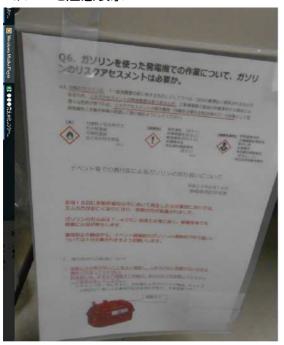
ガソリンのRAと取扱い注意表示 の「見える化」

- 「現場の発電機等で使うガソリンは特定化学物質に該当するのか。?」
- 「特定化学物質に該当するののであれば SDS表示が必要か。?」
- 「ガソリンのリスクアセスメントも必要か。?」
- 「セルフのガソリンスタンドでSDS表示を見たことがない。必要ないのでは。」 現場では、この様な疑問は多く出ますが、そのまま放置されているのが実情です。

ガソリンは特定化学物質か。SDS表示が必要かを調べ、事故事例もあわせて現場のガソリン携行缶保管場所に

【リスクアセスメントQ&A】と【ガソリン爆発事故例の注意表示(長崎県消防保安室)】 表示して注意喚起を行っています。

Q&A と注意表示



ガソリン携行缶保管場所にQ&A と注意表示を掲示



ガソリン携行缶保管箱にQ&Aと注意表示を掲示



ガソリン携行缶保管用専用箱



Q6. ガソリンを使った発電機での作業について、ガソリ ンのリスクアセスメントは必要か。

A6. 市順のガソリンは、「一般消費者の用に供するもの」としてラベル・SDSの義務なく提供されるもので あるため、リスクアセスメントの実施義務はありませんが、工事現場等で給油の作業等を行う場合には 様々な危険が伴うため、リスクアセスメントの努力義務(労働安全衛生法第2B条の2)の対象として危 陝有害性と作業手順等の見直しに取り組むようにしてください。



可燃性/引火性ガス 引火性液体 可燃性固体 自己反応性化学品 など



急性毒性 (区分4) 皮膚刺激性(区分2) 眼刺激性(区分2A) 皮膚感作性 特定標的臓器毒性 (区分3) など



【健康有害性】 呼吸器感作性 生殖細胞変異原性 発がん性 生殖毒性 特定標的臓器毒性 (区分1,2) 吸引性呼吸器有害性

ガソリンは消防法第2条7項 第類「引火性液体 第一石油類」に該当して 指定数量2000の1/5(400)以上は 消防署長への届出が必要な危険物です。緊急時の予備燃料として最低限必要数量を保管管理して下さい。

イベント等での携行缶によるガソリンの取り扱いについて

平成25年8月19日 長崎県消防保安室

8月15日に京都府福知山市において発生した火災事故においては、 3人の方がお亡くなりになり、多数の方が負傷されました。

ガソリンの引火点は「-40℃」程度と非常に低く、静電気等でも 容易に火災が発生します。

事故防止の観点から、イベント開催時のガソリンの運搬及び取り扱いに ついては十分注意されますようお願いします。

- 1. 携行缶からの給油について
- 周囲に火の気がないことをよく確認し、人体その他に影響がない水平な 場所で行なってください。
- 給油前には、必ずエア調整ネジを緩め、缶内の圧力を調整してからキャ ップを取り外してください。

⇒キャップを一気に外すと、内圧差によるガソリンの噴出、キャップ の飛び出し等による事故が起きる恐れがあり、大変危険です。



. 化学物質による危険の「見える化」